

川崎市上下水道局情報化推進委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 川崎市情報化施策の推進に関する規則（平成19年川崎市規則第12号。以下「規則」という。）第10条第1項の規定に基づき、上下水道局における情報化施策を統一的、効果的かつ効率的に推進するため、川崎市上下水道局情報化推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を処理するものとする。

- (1) 情報化施策の企画及び立案に関すること。
- (2) 情報システムの開発及び運用その他の情報化施策の実施に関すること。
- (3) 情報セキュリティ対策の実施に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、情報化施策の推進について、委員長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、総務部長をもって充てる。
- 3 副委員長は、情報管理課長をもって充てる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 委員は、経営戦略・危機管理室の経営戦略・企画調整担当の担当課長、経営戦略・危機管理室の行政改革推進担当の担当課長、庶務課長、財務課長、財務課の下水道財務・財源担当の担当課長、サービス推進課長、水道管理課長及び下水道管理課長をもって充てる。

(会議等)

第4条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、調査審議の結果について、上下水道事業管理者に報告しなければならない。

(承認)

第5条 委員会での調査審議の結果については、次に掲げる区分に従い決裁を受けなければならない。

(1) 委員会において特に重要なものと認められた案件 上下水道事業管理者
決裁

(2) 前号に掲げる案件以外の案件 総務部長専決

(検討部会)

第6条 委員長は、専門的な調査検討を行うため、必要に応じて検討部会を設置することができる。

- 2 検討部会は、委員長が指名する職員をもって組織する。
- 3 前2項に定めるもののほか、検討部会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員長が定める。
- 4 検討部会の調査検討の結果については、委員長に報告するものとする。

(庶務)

第7条 委員会及び検討部会の庶務は、情報管理課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。